

平成30年5月7日  
庶務部議員課

議員各位

## 平成30年度 政策担当秘書選考採用審査認定に関するお知らせ

政策担当秘書は、政策担当秘書資格試験の合格者または政策担当秘書選考採用審査認定を受けた者の中から採用する必要があります。

本紙では、このうち、平成30年度の政策担当秘書選考採用審査認定の実施（後述の①～③）についてご案内いたします。

なお、一定の公設秘書経歴を有する方が受講できる「政策担当秘書研修」（後述の④）については、同封の別紙にてご案内しておりますので、併せてご覧ください。

### 【選考採用審査認定とは】

この制度は、各議員が政策担当秘書として採用したい者1名を選考採用審査認定委員会に申請し、その審査を経て、政策担当秘書として採用するにふさわしいとの認定を受けるものです。

審査対象となる者の要件は以下のとおり（国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第19条第1号～第4号該当者）で、いずれも採用開始日（①～③は7月19日）現在において65歳未満の方が対象となります。

- ① 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用1種試験若しくは外務公務員採用1種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験に合格していること（第1号）
- ② 博士の学位を授与されていること（第2号）
- ③ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して10年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること（第3号）
- ④ 公設の議員秘書等として一定の在職期間を有し、かつ、各議院の事務局が実施する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けていること（第4号）

これらの要件は申請日現在で具備している（著書等は既に出版されて広く一般に流通している）ことが必要です。

また、以下の者は選考採用審査認定を受けることはできません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮（こ）以上の刑に処せられその執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

不正の手段により認定を受けたことが発覚したときは、認定が取り消されます。

## 1. 選考採用審査認定委員会への申請

審査対象者の要件に応じて申請に必要な書類をお渡ししますので、申請を希望される方は、庶務部議員課 政策秘書試験係（第一議員会館地下1階、内線68106）までお越しください。

### [申請書類]

- ① 政策担当秘書選考採用審査認定申請書（別記様式第1による。）
- ② 上記に掲げる要件を証明するもの（別記様式第2による。）  
(合格証書や学位記等の写しを添付する場合は、申請書類提出の際に照合するので、窓口に原本を提示すること。)
- ③ 履歴書（所定の用紙による。）
- ④ 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの。）

申請受付期間… 5月7日（月）～6月8日（金）17:00

期間外の申請はいかなる理由があっても受付できません。

## 2. 審査方法

書類審査及び口述審査を行います。

(口述審査の時間・場所等は書類審査終了後に通知します。)

7月11日（水）又は7月12日（木）…口述審査（審査認定委員会が指定する日）

## 3. 審査結果の通知

申請議員及び審査対象者宛に通知します。

7月19日（木）………審査結果の通知、採用の開始

## 4. 採用

選考採用審査により認定を受けた者は、選考採用審査認定委員会から認定証書を交付されるとともに、国会議員政策担当秘書選考採用審査認定者登録簿に登録され、その中から議員が採用します。採用は、3. の審査結果通知の日から行うことができます。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

※ 資格試験の合格者から採用を検討される場合は、履歴書等の資料がござりますので、議員課までお問い合わせください。

なお、平成30年度資格試験については現在受験案内を配布中です（申込締切は5月15日（火）です〔消印有効〕）。9月10日（月）の合格発表後、合格者登録簿の写しを配付いたします。

ご不明の点は庶務部議員課政策秘書試験係（第一議員会館地下1階、内線68106）までお問い合わせください。